

厚真町公式キャラクター「あつまるくん」の商品化に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、厚真町公式キャラクター「あつまるくん」(以下「あつまるくん」という。)の名称及び図柄を使用した商品等を製造、販売する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、あつまるくんの名称及び図柄を使用した商品等(以下「商品等」という。)とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事務用品
- (2) 雑貨
- (3) 加工食品
- (4) その他町長が適当と認めるもの

(使用目的)

第3条 厚真町(以下「町」という。)のイメージアップや、あつまるくんのPRに寄与する商品等に使用するものとする。ただし、あつまるくんに関する一切の権利は町に属する。

(申請)

第4条 あつまるくんの名称及び図柄を使用した商品等を製造、販売しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、厚真町公式キャラクター商品化使用承認申請書(様式第1号共通)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

- (2) あつまるくんの名称及び図柄の使用状況がわかる完成見本
- (3) その他町長が必要とする書類

(承認)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その申請の内容を審査し、適正と認めた場合は、使用の承認を行い、申請者に厚真町公式キャラクター商品化使用承認通知書（様式第2号（共通））を交付する。

(承認の制限)

第6条 あつまるくんの名称及び図柄の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は承認をしないものとし、申請者に未承認通知書を交付する。

- (1) 使用目的に適合しないと認められるとき
- (2) あつまるくん又は町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (3) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する、又は使用のおそれのあるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (5) 第三者の利害を害し、又は害するおそれのあるとき
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき
- (7) あつまるくんの名称及び図柄の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (8) あつまるくんの図柄を変更、改変するとき
- (9) あつまるくんの図柄を使用することなく、名称のみを使用するとき

(10) その他町長が不相当と認めたとき

(使用承認期間)

第7条 あつまるくんの名称及び図柄の使用承認期間は、第4条の申請があった年度の3月31日までとする。ただし、第5条の規定により使用承認を受けた申請者と町長のどちらか一方の当事者からの延長しない旨の申出がない限り、本承認期間は自動的に1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長した承認期間の終了に際しても、前項と同様の手続きにより、期間を延長するものとする。

(使用料)

第8条 使用料については無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 承認を受けた者は、次にあげる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用すること
- (2) 当該利用に係る商品等の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては写真等を提出すること
- (3) 承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと
- (4) あつまるくんの名称及び図柄を用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、承認番号を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること

(承認内容の変更等)

第10条 承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、厚真町公式キャラクター商品化使用内容変更承認申請書(様式第1号共通)を町長に提出し、その承認を受

けなければならない。

- 2 町長は、前項に規程する変更承認申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、厚真町公式キャラクター商品化使用内容変更承認通知書(様式第2号(共通))を通知する。

(承認の取消)

第11条 町長は、あつまるくんの名称及び図柄の使用が本規程及び承認された内容に違反していると認められるときは、承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消は、取消理由を付し、厚真町公式キャラクター使用承認取消書(様式第3号)により通知する。

- 3 承認の取消を受けた者は、承認の取消の日から、あつまるくんを使用することはできない。

(使用の非独占性等)

第12条 この規程による承認は、承認を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について町の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 町は、この規程による承認申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 町は、あつまるくんの名称及び図柄の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 承認を受けた者は、あつまるくんの名称及び図柄を使用した商品

等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

- 3 承認を受けた者は、あつまらくんの名称及び図柄の使用に際して故意又は過失により町に損害を与えたときは、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 町は、あつまらくんの名称及び図柄の使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、あつまらくんの名称及び図柄の使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、厚真町まちづくり推進課が行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、あつまらくんの名称及び図柄の使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年8月19日から適用する。

様式第1号（共通）

厚真町公式キャラクター商品化使用（内容変更）承認申請書

年 月 日

厚真町長 様

（申請者）住 所

団 体 名

代表者名

印

下記のとおり、厚真町公式キャラクター「あつまるくん」の名称及び
図柄を使用したいので、次のとおり申請します。

1. 使用内容

2. 使用目的及び使用方法

3. 使用期間（予定）

4. 使用数量

5. 営利目的・非営利目的別

営利目的（売価 円）

・非営利目的

6. 連絡先 担当者氏名：

連絡先：

F A X：

7. 添付書類（企画書等）

規程第6条（1）～（8）に該当すると認められた場合には、直ちに
使用を中止し、町長の指示に従うことを誓約します。

代表者氏名

印

様式第2号（共通）

厚真町公式キャラクター商品化使用（内容変更）承認通知書

年 月 日

様

厚真町長

年 月 日付けで申請のあった厚真町公式キャラクター使用
（内容変更）申請について、下記の条件を付して承認します。

記

1.

2. キャラクターの使用に際しては、厚真町公式キャラクターあつま
るくんの商品化に関する規程を遵守すること。

3. 使用期間 年 月 日～ 年 月 日

4. 承認番号

以上

様式第3号

厚真町公式キャラクター商品化使用承認取消通知書

年 月 日

様

厚真町長 宮坂 尚市朗

年月日付けで申請のあった厚真町公式キャラクター使用（内容変更）
商品申請について、承認致しましたが、下記のため使用承認を取り消
します。

記

1. 使用承認取消理由